

### (3) 事件別概要

## 昭和45年（不）第9～11号併合事件

S 45. 11. 4 受付  
繰 越

申立人 (個人申立)  
高知県立A高等学校 用務員M  
高知県立B高等学校 調理員N  
高知県立C高等学校 守衛O

被申立人 Y

### 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分 of 取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

### 申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和44年11月5日に申立人に対し、「昭和44年7月10日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX<sub>1</sub>組合の上部組織であるX<sub>2</sub>組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の早期獲得と完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

### 被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

### 審査経過

昭和45年11月12日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和元年度に繰り越した。

## 昭和46年（不）第1号事件

S 46. 1. 21受付  
繰 越

申立人 (個人申立)  
高知県立A高等学校 用務員M

被申立人 Y

### 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

### 申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和45年1月22日に申立人に対し、「昭和44年11月13日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX<sub>1</sub>組合の上部組織であるX<sub>2</sub>組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

### 被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

### 審査経過

昭和46年1月26日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和元年度に繰り越した。

## 昭和51年（不）第1～10号併合事件

S 51. 2. 25受付  
繰 越

申立人 (個人申立)

高知県立A高等学校	用務員M
高知県立B高等学校	守衛N
高知県立C高等学校	技能員O
高知県立D高等学校	用務員P
高知県立E高等学校	技能員Q
高知県立F高等学校	技能員R
高知県立G高等学校	守衛S
高知県立H高等学校	技能員T
高知県立I高等学校	技師U
高知県立J高等学校	守衛V

被申立人 Y

### 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

### 申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和50年2月27日に申立人に対し、「昭和49年4月11日、13日及び同年5月23日にX組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けないで正常な勤務をしなかった。」として、戒告処分をした。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人らが加入するX<sub>1</sub>組合の上部組織であるX<sub>2</sub>組合及びX組合が正当な組合活動として取り組んだ賃上げ等を要求する統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

### 被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

### 審査経過

昭和51年2月27日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和元年度に繰り越した。

# 平成30年（不）第1号事件

H30. 11. 28受付  
新 規

申立人 X組合

被申立人 Y法人

## 請求する救済の内容

- 1 原職復帰等
- 2 支配介入の中止
- 3 誠実な団交の実施
- 4 謝罪文の交付等

## 申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は、労働組合法第7条第1号から第3号までに規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 組合員AをB業務に従事させ続け、原職への復帰を拒んでいること。
- (2) 組合員Aに対し退職勧奨を行ったこと。
- (3) 組合員Aの処遇に関する文書を施設内に掲示したこと。
- (4) (3)の文書に記載していた「組合員Aを調査対象とする職員への聞き取り調査」を実施したこと。
- (5) 団体交渉にY法人の代表者等を出席させず、抽象的な説明を繰り返し、具体的な説明を行わなかったこと。

## 被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は、次のとおり主張し、請求の棄却を求めた。

- (1) 原職へ復帰させないのは、組合員Aが適性に欠けるためである。
- (2) 退職勧奨は、組合員Aの職場での立場等を考え、温情の意味で行ったものである。
- (3) 処遇に関する文書を掲示したのは、法人業務の安全性等を保ち、職場内の秩序を維持するためである。
- (4) 聞き取り調査を行ったのは、組合員Aの問題行動が発覚したことから、あるべき法人業務の適正を確保し、公正で内容が浸透する職員指導を進めるためである。
- (5) 事務長に一切の交渉の任に当たらせることとしており、組合員Aの労働条件について団体交渉において合意した内容については確認書を交わしている。

## 審査経過

平成31年1月29日 第1回調査

3月6日 第2回調査

次回第3回調査を平成31年4月8日に予定して、令和元年度に繰り越した。